

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、同条第1項の指定に係る次の区域の指定の全部を解除したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

令和8年6月19日

東大阪市長 野田 義和

1 指定の全部を解除する区域

東大阪市森河内西二丁目210番2の一部、210番3並びに212番1及び212番3の各一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

3 措置の方法

土壤汚染の除去（掘削除去）

別図

